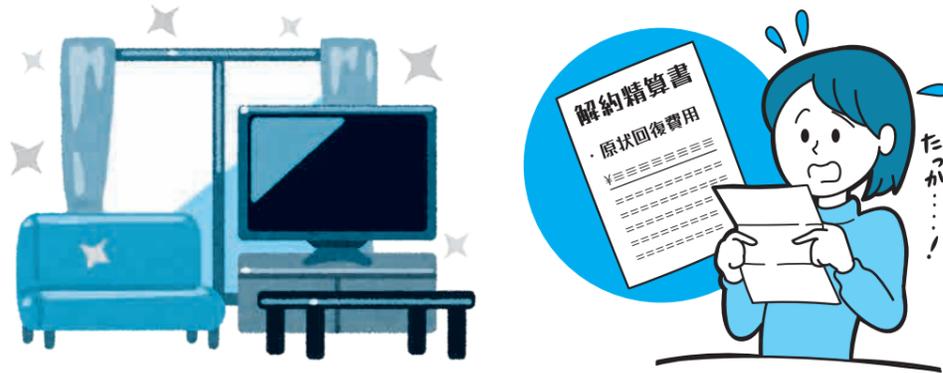


新生活を迎えるこの時期の契約前に知っておきたい 賃貸住宅の「原状回復」トラブル事例



事例内容

賃貸マンションを退去後、貸主から、ハウスクリーニング費用等で高額な原状回復費用を請求された。敷金礼金はない部屋で、契約書には原状回復に関する特約もなかった。

トラブルを防ぐために

- 契約前:** 禁止事項、修繕に関する事項、退去する際の費用負担に関する事項ほか特約がないかを確認
- 入居時:** 賃貸物件の現在の状況をよく確認し、記録に残す
- 入居中:** 貸主側に無断で修繕を行うと、金額等でトラブルになることもあるので、入居中に発生したトラブルはすぐに貸主側に相談する
- 退去時:** 精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求める
納得できない費用を請求された場合には、国土交通省が定めている「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側に説明を求め、費用負担について話し合う

知っ得 なっとく

No.218

2025.2月発行

広島市エシカルマップを作成しました。



広島市エシカルマップは、エシカル消費に関する商品・サービスを取り扱う店舗や飲食店を紹介したり、エシカル消費に関連する取組をまとめて掲載する広島市の特設サイトです。
エシカルマップを活用して、エシカル消費に取り組んでみませんか？



令和7年4月1日から広島市消費生活センターの相談受付日時が変わります

【電話・来所による消費生活相談】
相談受付時間：10:00～18:00（4月1日から）
開館日：火曜日以外の平日、土曜日（4月1日から）
※ 火曜日、日曜日、祝日・休日及び年末年始は休館日です。

広島市HPから電子メールによる消費生活相談も随時受け付けています！

広島市にお住まいの方は、右記のURLからメールによる消費生活相談も可能です。



休館中に新規相談したいときは・・・**188 (イヤヤ)** もご利用ください！

広島市消費生活センターのご案内

消費生活相談
ご相談は来所、電話、メールでお受けしています。
●電話相談
☎ 082-225-3300 (消費生活相談専用)
●メール相談
右の二次元コードの入力フォームからご相談ください。
【開館時間】 10:00～19:00
【休館日】 火曜日と12月29日～1月3日
※開館時間及び休館日は4月1日から変更になりますのでご注意ください。詳しくは本情報紙の裏面をご覧ください。



消費生活出前講座をご利用ください！

市内の学校、高齢者団体、町内会など各種団体・グループ等からの申込みにより、消費生活専門相談員等の資格を有する講師を派遣して出前講座を実施しています。
みなさんと一緒に消費者被害に遭わないための出前講座を開いてみませんか？

- 講師派遣：無料
- 時間：約1～2時間
- 参加者：広島市内にお住まいの方で概ね15名以上
- 土曜日、日曜日、祝日も派遣可能です。

消費者被害に遭わないために



【申込み・お問合せ先】
公益社団法人広島消費者協会
TEL・FAX 082-225-3320

エシカル消費とは？

エシカルとは「倫理的」という意味で、エシカル消費とは、「地域の活性化や雇用などを含む、環境、人や社会、地域に配慮した消費行動」のことです。2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のうち、12番の「つくる責任 つかう責任」に関連する取組です。

12 つくる責任 つかう責任



エシカル消費の取組～私達の行動が世界を変える!?～

環境にやさしい消費

環境への負荷が少ない商品・サービスを選ぶ

人や社会にやさしい消費

皆が暮らしやすい社会に役立つ商品・サービスを選ぶ

地域にやさしい消費

地域の活性化につながる商品・サービスを選ぶ

エシカル消費の取組事例

○日々の生活の中に思いやりの視点をプラスすると、エシカル消費が身近にあることがわかります。「買う」「食べる」「使う／行う」という身近な行動から、それぞれの生活で取り組んでみてはいかがでしょうか。

買う

例えば

- ・エシカルマップ登録店で商品を購入する
- ・福祉作業所などで作られた製品を購入する
- ・認証ラベル付きの商品を購入する
- ・被災地産品を購入する
- ・地元で作られた伝統工芸品を手にとってみる



食べる

例えば

- ・買った食材、出された料理を残さず食べる・食べ残しを持ち帰る（食品ロスの削減）
- ・有機野菜を食べる
- ・地元でとれた食材を食べる（地産地消）



使う／行う

例えば

- ・長く着ることができる服を選ぶ（サステナブルファッション）
- ・マイバック・マイボトルを使用する



毎日の生活の中にエシカル消費を

○食べたり使ったり、買い物したり、日常生活で欠かせない消費行動。一人一人が、この行動に少しの配慮を加えることが、未来を明るく変えることにつながります。

エシカルマップのご活用を

エシカル消費に関連する商品を取り扱う店舗や、飲食店、取り組みなどを「エシカルマップ」としてまとめ、市ホームページで公開しています。エシカルマップ登録店でお買い物をするのもエシカル消費の第一歩です。



このステッカーを見かけたらぜひお店を覗いてみましょう!



エシカルマップ登録事業者大募集!

エシカルマップに登録すると?

- 店舗情報をホームページで紹介!
店舗紹介ページで店舗紹介文、写真、所在地等を掲載させていただきます。
- 登録店ステッカーを配布!
エシカルマップ登録店舗として当センターが作成したステッカーをお配りします。

登録方法、登録基準について

- 登録方法、登録基準等の詳しい募集内容については、電話や下のQRコードにアクセス若しくは当センターのホームページをご覧ください。
メールでもご質問をお受けしています!
TEL : 082-225-3329
メール : shouhi@city.hiroshima.lg.jp

